

2024年5月20日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2024年 税理士受験対策シリーズ 事業税 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2024年 税理士受験対策シリーズ

事業税 理論サブノート（2023年8月18日 第23版発行）

ISBN 978-4-86783-039-0

改訂内容

改訂頁・行	改訂箇所
P. 23 8行目～19行目	(3) 託送供給を受けて電気供給を行う場合の課税標準の特例を、問題2-2（追加版）とあわせてご利用ください。
P. 41 下から5行目	※参考適用要件を、問題2-8（追加版）とあわせてご利用ください。
P. 110 2行目～12行目	(1) 過少申告の場合の重加算金と(2) 不申告の場合の重加算金を、問題8-5（追加版）とあわせてご利用ください。

- ③ ②は、電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合においても、同様に取扱う。
- ④ 電気供給業を行う法人が発電事業等を行う場合において、その電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業（以下「一般送配電事業等」という。）を行う法人が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続し、かつ、その一般送配電事業等を行う法人に対して託送供給に係る料金を支払うとき
その託送供給に係る発電側課金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ⑤ ④は、電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合においても、同様に取扱う。

※ 参考 適用要件

期末資本金の額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は期末において常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には、給与等支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項について、インターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出なければならない。

〔3〕重加算金 (法72の47①②③④) ★★

(1) 過少申告の場合の重加算金

道府県知事は、〔1〕の場合において、納税者が事業税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その事実に基づいて申告書又は修正申告書若しくは更正請求書を提出したときは、過少申告加算金額に代えて、その不足税額等に35%を乗じて計算した重加算金額を徴収しなければならない。

(2) 不申告の場合の重加算金

道府県知事は、〔2〕の場合において、納税者が事業税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その事実に基づいて申告書を提出期限までに提出せず、又は期限後申告書、修正申告書若しくは更正請求書を提出したときは、不申告加算金額に代えて、その申告、更正又は決定により納付すべき税額に40%を乗じて計算した重加算金額を徴収しなければならない。